新町・栄町まちづくりは 第2ステップ へ

第１ステップ

まちづくり計画　策定期

わがまち調査隊の活動を通じて、まちづくり計画を作りました。

第２ステップ（2012 年度～）

まちづくり実践期

まちづくり計画に基づき、行政が進める事業と併せて、地域の皆様による自主的な活動をスタートさせる段階です。
計画の実現に向けて、皆様の力を大いに発揮してください。

市では、地域のまちづくり活動への支援策を用意しています。

緑の維持管理、防災・防犯まちづくり、具体的なルールづくり、まちづくり組織づくりなど、すぐにでも取り組めるまちづくり活動は盛りだくさん！

まちづくり活動支援制度

地域の皆さんで、地区計画等の計画案を作成しようとするとき、または、まちづくりの構想や事業手法などを調査研究しようとする場合に、「まちづくり活動費」及び「まちづくり専門家の派遣」について助成します。

所定の要件をすべて満たすまちづくり活動団体に対し、支援を行います。

＜まちづくり活動費＞

地域の皆さんで勉強会を開催するなどのまちづくり活動を行うために係る経費を助成するもので、消耗品費、印刷費、郵便料、会場使用料、図書等資料購入費を助成します。

＜まちづくり専門家の派遣＞

府中市が認定した「まちづくり活動に対し技術的な助言及び指導を行える専門家」に対し、住民がまちづくり相談を行う時の相談費を助成します。

インターネットでもまちづくりに参加できます

日頃、お仕事や子育てなどで忙しく、「わがまち調査隊」への参加が難しい方からも広くご意見を伺いたいと思います。市のホームページから「新町・栄町地区まちづくり」の情報にアクセスできるほか、ご意見はメールやファックスでもお寄せいただけます。

【問合せ・意見書の提出先】
府中市　都市整備部　計画課
住　所：〒183-8703
府中市宮西町２丁目２４番地
電　話：042-335-4431
ＦＡＸ：042-335-0499
E-mail：tosikei01@city.fuchu.tokyo.jp

府中市トップページ → 新町・栄町地区 検索

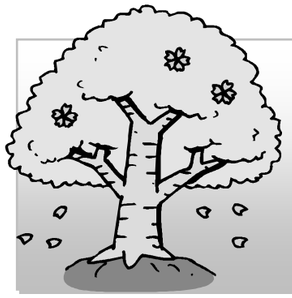

新町・栄町地区まちづくりニュース

第4号

平成 24 年 3 月

陽春の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日ごろより市政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

２月５日に第５回わがまち調査隊を開催し、まちづくり計画（たたき台）についてたくさんのご意見をいただきました。これを元に、市ではまちづくり誘導計画案を作成し、３月７日に土地利用調整審査会に諮ったところです。

今後、市ではまちづくり誘導計画というルールに基づき、まちづくりを進めていくことになります。地域の皆様に置かれましても、ルールに沿ったまちづくりを見守るとともに、一層魅力的な地域づくりに向けて、まちづくり活動をつなげていただければと思います。

どうぞ、ご協力の程よろしくお願いいたします。　　府中市　都市整備部　計画課

わがまち調査隊開催のお知らせ

新町・栄町地区におけるまちづくりを推進するため、わがまち調査隊を下記の日程で引き続き開催いたします。グループディスカッション方式で協議を行い、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、積極的なご参加をお待ちしております。

第６回　わがまち調査隊

（議題予定）

1．第５回話し合いの内容を踏まえ、まちづくり計画（調査隊案）の最新版をお披露目します。
2．新町・栄町地区まちづくりの「第２ステップ」について話し合います。

まちづくり計画（調査隊案）をもとに市が策定する「まちづくり誘導計画案」（3 ページ以降参照）についてもご報告します。

平成 24 年 4 月 8 日(日)14:00～

場所：新町文化センター　会議室（2 階）

開催場所

※地域にお住まいの方なら、どなたでも参加できます。裏面の問合せ先にご連絡ください。

新町・栄町地区まちづくり誘導計画案の縦覧を行います

＜縦覧＞期間：３月２８日（水）～４月１１日（水）　場所：市役所７階計画課

市民または利害関係のある方で、まちづくり誘導計画案に意見のある方は、４月 18 日(水)までに、住所、氏名、電話番号、意見を記載し、府中市都市整備部計画課に意見書を提出できます。
（郵送の場合は４月 18 日（水）必着）

第５回わがまち調査隊の様子

まちづくり計画（たたき台）をもとに、グループディスカッション形式により話し合いを行いました。

日時：平成２４年２月５日（日）
　　１０：００～１２：００
場所：新町文化センター　講堂
参加者：１５人

たたき台をもとに、「もっとこうしたら」「こんなことも考えられないか」と、参加者どうしによる話し合いを行いました。

＜関東医療少年院の跡地利用について＞

○跡地は、防災のための施設がとても大切だ。事業者にとってメリットにならなくても、避難施設などはぜひ誘導したい。
○広場だけでなく、建物の中にも避難できるようにしてほしい。
○防災だけでなく、複合で工夫した利用をしてほしい。
○現在の公務員住宅程度の建物の高さ・密度であれば、圧迫感など気にならない。
○他市のバスとちゅうバスがうまく連携できれば、もっと公共交通が使いやすくなるのではないか。各市のバスのハブ（中継拠点）にしてはどうか。
○周りは住宅地なので、夜、全く人がいなくなる施設では物騒になり困る。
○一団の住宅地開発をすると、将来はゴーストタウン化するのではないか。　　など

＜東八道路沿道・国分寺街道沿道について＞

○自転車道をつくるために、東八道路の木を切らないでほしい。
○住民からみどりに対する意見を出す場が欲しい。
○新たに整備する自転車道路は、前のものと違って、もっと良いものらしい。期待している。
○自転車のマナーが悪いというが、道路が走りづらいためだ。自転車走行帯は走りやすくすべきだ。
○国分寺街道の方が自転車は走りづらい。新しく道路が通るなら、是非自転車についても考えてほしい。
○散歩ができるような道にしたい。　　など

＜エリア内の主要な道路沿い＞

○電柱の宅地内への引き込みは、将来的に取り組めるとよい。少なくとも、新築住宅では、敷地内に引き込むとよい。
○ただし、通過車両のスピードを落とす工夫がセットで必要だし、小規模な宅地では電柱も引き込めないだろうから、敷地分割にもルールが必要ではないか。
○まずは、NTT や東京電力の協力のもと、両側に立つ電柱を片側に寄せるなどの取り組みをしてはどうか。　　など

新町・栄町地区まちづくり誘導計画　「土地利用」

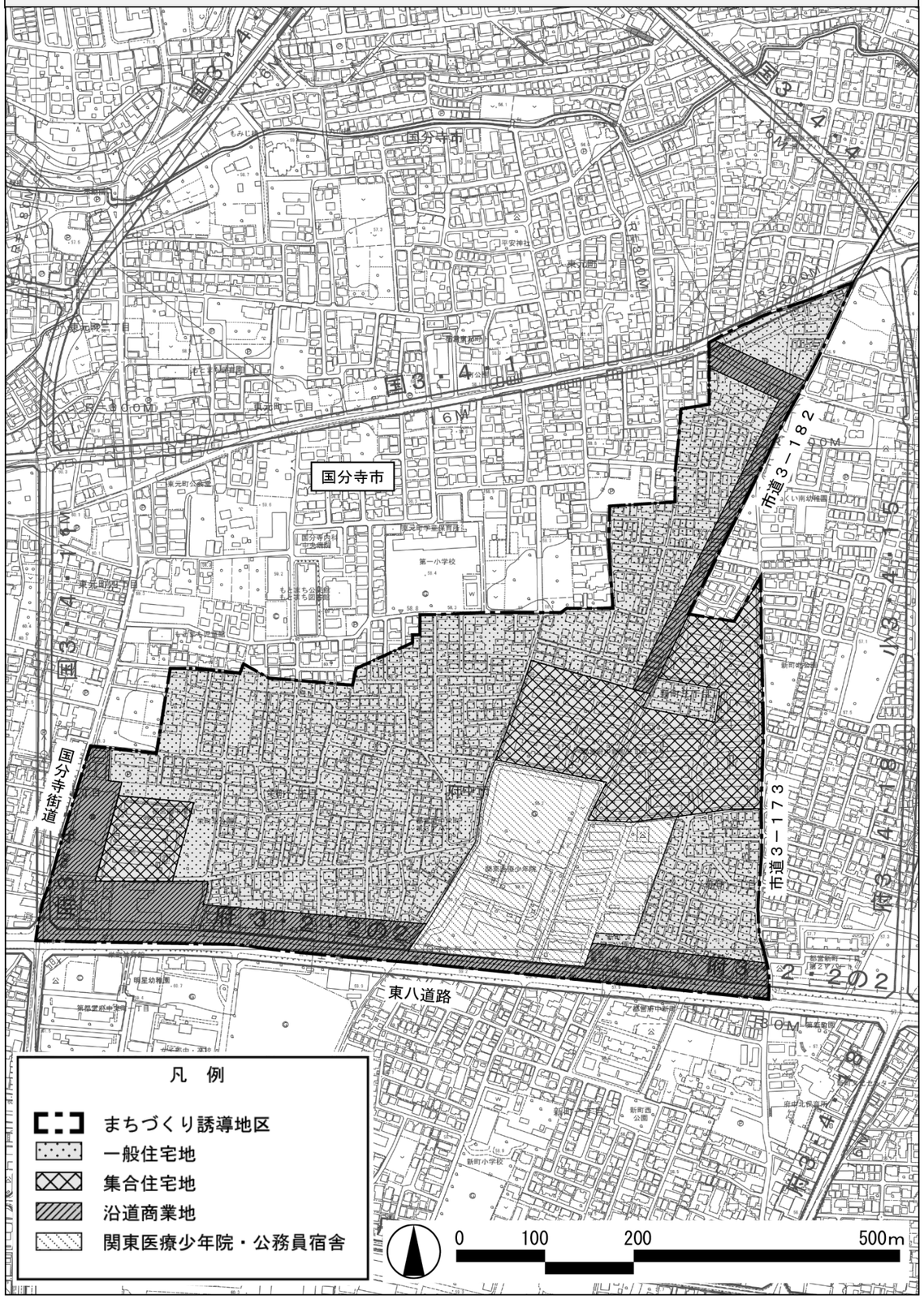

建築物及び工作物に関する事項	＜一般住宅地＞ ・ゆとりある居住環境を維持する敷地規模の確保に努める。 ・日当たりや風通しを確保しやすいよう、隣地から建築物の壁面を後退する。 ・ゆとりあるまちなみづくりに向けて、建築物の壁面は道路から後退する。 ・建築物等の色彩は、周囲と比べ突出せず、落ち着いた色合いとする。 ・敷地内の植栽は、剪定などまちの見通しに配慮して管理するよう努める。 ＜集合住宅地＞ ・敷地内の植栽は、剪定などまちの見通しに配慮して管理するよう努める。 ＜沿道商業地＞ ・建築物の用途は、周囲の住環境に悪影響を与える施設を抑制し、生活利便につながる施設を誘導する。 ・ゆとりあるまちなみづくりに向けて、建築物の壁面は道路から後退する。 ・建築物等の色彩は、周囲と比べ突出せず、落ち着いた色合いにする。 ・広告物を設置する際は、刺激的な色や照明は避け、道路に突出させない。 ・自転車や歩行による買物客などから、利用しやすく、まちなみ景観に配慮した形態・意匠とする。 ・空店舗や空家を有効利用するよう誘導する。 ＜関東医療少年院・公務員宿舎＞ ・地域が住宅地であることに十分に配慮し、住環境の悪化の恐れのない建築物の用途、形態、色彩その他意匠とする。 ・地域の防災性に資する場を確保し、防災備蓄倉庫・防災トイレなど防災関連設備の設置を誘導する。 ・建物を建てる時は、屋外広告物も含めて高さを抑え、周辺の日照・通風や街並みに十分に留意した高さとする。 ・壁面の位置は敷地境界から十分に離し、建物は適宜分節するなど圧迫感を軽減する。 ・敷地の外周部は、ゆとりある歩行空間が確保できるよう整備する。 ・地区内への通過交通を増やさないよう努める。 ・地域住民の意見を十分に配慮した計画となるよう努める。 ＜生活幹線道路沿道＞ ・歩行者の通行や緊急車両の進入・消防活動時を考慮して、建物の壁や塀は道路から離し、固定物を置かないよう誘導する。 ・電柱を敷地内に引き込めるよう努める。 ・道路に面する部分では、地震などによる倒壊の影響を最小限にするため、生け垣や見通しのよいフェンスにする。 ＜主要生活道路沿道＞ ・狭隘な部分では建物の壁や塀を道路から離し、角地には隅切りをつくる。 ・道路に面する部分では、地震などによる倒壊の影響を最小限にするため、生け垣や見通しのよいフェンスにする。

新町・栄町地区まちづくり誘導計画

名　称	新町・栄町地区まちづくり誘導計画
位　置 及び 区　域	府中市栄町一丁目、新町一丁目及び三丁目の各一部　　面積　約 31.0ha 西側：国分寺街道、市境（国分寺市） 南側：東八道路 東側：市道３－１７３号、市道３－１３４号、市境（小金井市） 北側：市境（国分寺市、小金井市）
まちづくりの目標	本地区は低層住宅を中心としたゆとりある閑静な住宅地を形成している。東八道路、国分寺街道による交通利便性が高く、近隣には日常的な買物の場となる商業施設や公共施設も立地する。東八道路沿いの緑をはじめ、地区内には公共用地、民地内ともに緑にあふれ、地区の特徴となっている。 近年では地区内の高齢化が進むとともに、敷地の細分化や建築物の密集化等による住環境の悪化が懸念され、地区の特徴でもある豊かな緑も、維持・管理の行き届いていない場所があり、交通安全面、防犯面で課題となっている。 また、小中学校をはじめとした主要な公共公益施設は東八道路により分断されており、災害時の避難等の面から課題としてあげられる。 さらに、地区内に所在する関東医療少年院は、移転が決定しており、隣接する公務員宿舎を含む移転後の跡地利用の適切な誘導とともに、本地区の南側を東西に面している、東八道路の延伸に伴う沿道の土地利用と周辺環境との調和が求められる。 そこで本地区では、以下のようなまちを目指してまちづくりを進める。 ・多様な世帯が住まい、閑静ながらも活気のある生活利便性の高い住宅地 ・東八道路と国分寺街道による交通利便性を活かした、歩行者や自転車が安全で快適に移動できるまち ・いざというときの備えも万全で、安心して暮らせるまち ・地域で育てる緑が豊かにあふれるまち
まちづくりの方針	１　戸建てを中心としたゆとりある住宅地を維持しつつ、若年層や高齢層が共に住みやすく、定住できるまちづくりを進める。 ・敷地の細分化や建築物の密集化を防ぎ、日照や通風の確保に配慮した住まいづくりの誘導を通じて、戸建てを中心としたゆとりある住環境を維持する。 ・若年層の住む低層集合住宅を維持し、定住の促進を図る。 ・周辺と調和した建物の色彩を誘導する。 ・街並み形成や防犯面に配慮したみどりの維持・管理のルール・仕組みづくりについて地域での取組を推進する。 ・防災・防犯面から、空地や空家の対策について、地域での取組を推進する。 ２　東八道路・国分寺街道の沿道では、地域の生活利便性を高める施設を維持・誘導するとともに、広域の幹線道路にふさわしい魅力的なまちなみづくりを進める。 ・地域の生活利便性の維持とさらなる向上に向け、集合住宅や事業所のほか、商業・サービス・健康・福祉・文化など地域の暮らしに密着した施設の立地を誘導する。 ・徒歩・自転車などで多くの人が利用する道であり、それに配慮した魅力的なまちなみを形成するため、壁面後退し、圧迫感を軽減させ、広告物は道路に突出させないよう誘導する。 ・閑静な住宅地の面する道として、風紀上好ましくない施設や住環境を悪化するおそれのある施設の立地を抑制するとともに、建物や広告物は周辺と調和したものを誘導する。 ・地域の魅力資源ともなっている東八道路沿いの豊かなみどりは、交通安全、防犯面の向上の観点から、みどりの質を維持し高める取組を推進する。

まちづくりの方針	3　関東医療少年院・公務員宿舎の移転後の跡地利用にあたっては、周辺の住環境と調和し、地域生活の魅力や防災性の向上に資する土地利用を図る。 ・関東医療少年院・公務員宿舎の移転後の跡地利用にあたっては、東八道路の沿道の一部として、地域の高齢化や若年層の定住促進を見据え、地域の暮らしに密着し、地域生活の付加価値を高める土地利用を誘導する。 ・地域の防災性の向上に資する広場の確保と、防災備蓄倉庫・防災トイレなど防災関連設備の設置を誘導する。 ・隣接する戸建て住宅等の住環境への影響を十分考慮し、建築物の高さを抑え、隣接するオープンスペースとの連続性を考慮し、一体的な利用ができるよう誘導する。 ・外周道路の整備や地域に開放された敷地内通路を設けるなど、適切な交通環境の整備を誘導する。 4　地域交通の骨格となる生活幹線道路では、自動車や歩行者・自転車が安全に通行できる道づくりを進める。 ・沿道の建替えにあわせて壁面後退を誘導し、交通利便のほか、緊急車両の進入や消防活動に配慮した空間の確保を目指す。 ・まちなみや交通安全の面から、敷地内への電柱の引き込みを誘導する。 ・地区内の防災性向上のため、地震などによる倒壊の影響を最小限にするよう、ブロック塀を避け、生け垣等を誘導する。 ・舗装や標識の工夫、交通規制などによる交通安全対策を通じて交差点などの安全な歩行環境の確保を行う。 5　地域の日常生活を支える主要生活道路では、歩きやすい歩行環境づくりを進める。 ・通学路などの主要生活道路では、隅切りの設置を誘導するとともに、一部狭あいな部分の解消を進める。 ・地区内の防災性向上のため、地震などによる倒壊の影響を最小限にするよう、ブロック塀を避け、生け垣等を誘導する。 ・段差の解消やカーブミラー、街路灯の設置など、安全な歩行環境の確保を行う。 6　周辺他市や関係機関等との連携のもとに、安全・快適な広域の移動環境の確保を進める。 ・東八道路は、自転車の走行帯を設けるなど、歩行者・自転車が安全・快適に移動できる道づくりの促進に努める。 ・都市計画道路などの広域的な道路ネットワークの整備促進に努める。 ・さらなる高齢化を見据え、公共交通の利便性の維持・向上に向けた検討を進める。 7　地域のみどりの維持管理の仕組みづくりに取り組む。 ・公園・広場や街路のみどりをはじめ、地域のシンボルともなる住宅地内のみどりについて、住環境や交通安全、防犯面から、みどりの質を維持し、高めることができるよう、隣接自治体の協力を得ながら、近隣の大学や事業所を取り込んだ地域で維持管理する仕組みづくりの促進に努める。
土地利用に関する事項	＜一般住宅地＞ ・緑ゆたかな、ゆとりある居住環境を目指し、敷地の細分化を抑制し、宅地内への植栽を積極的に進める。 ＜集合住宅地＞ ・地域の高齢者、若年層が住む低層の集合住宅地として土地利用を図る。

土地利用に関する事項	＜沿道商業地＞ ・東八道路の開通により利便性の向上、交通量の増加を想定した地域に密着した生活・サービスを複合した沿道市街地の形成を図る。 ・主要な歩行空間であることや後背の住環境に配慮した土地利用を図る。 ・地域の魅力資源である東八道路沿いのみどりは、交通安全、防犯面から、みどりの質の維持・向上を図る。 ・身近な生活を支え、地域の交流の場ともなる商店街としての土地利用を図る。 ・駐車場や資材置き場などではなく、土地はできるだけ有効利用するよう誘導する。 ＜関東医療少年院・公務員宿舎＞ ・高齢化や若年層の定住促進を見据えた地域生活の魅力を高める土地利用を図る。 ・オープンスペース確保、外周道路の整備など、適切な交通環境の整備を誘導する。 ・隣接する住宅地と調和し、防災性を高める広場を確保し、地域生活利便性・防災性を高める施設・設備を誘導する。
土地利用に関する事項	【道路】 ＜生活幹線道路＞ ・地域の骨格となる道路として、建築物等の更新にあわせた壁面の後退や電柱の宅地内への引き込みの誘導及びブロック塀の抑制や生垣設置の誘導により、交通利便性や防災面を考慮した空間の確保を行う。 ・通行する車両のスピードの抑制に向けた取組を行い、安全・快適な道づくりを行う。 生活幹線道路１～７号（現況幅員 2.73m～7.50m、将来的に 4m以上にする） ＜主要生活道路＞ ・日常生活を支える主要な道路として、建築物等の更新にあわせた隅切りの設置や狭隘部分の解消及びブロック塀の抑制や生垣設置の誘導により、安全・快適な道づくりを行う。 主要生活道路１～７号（現況幅員 1.82m～7.48m、将来的に 4m以上にする） ＜通路＞ ・歩行者、自転車等の利便性向上につながる地域内動線として、関東医療少年院の跡地活用にあわせて、あらたに通路空間を確保する。 ＜その他の生活道路＞ ・日常生活を支える生活道路では、建物更新等にあわせた隅切りの設置や狭隘部分の解消により、安全・快適な道づくりを行う。 生活道路（現況幅員 1.82m～6.50m、将来的に 4m以上にする） 【公園】 ・公園を彩る豊かなみどりは、住環境や防犯面から、みどりの質を維持し高めることができるよう、適切な管理を行う。また、みどりの維持・管理については、近隣の大学や事務所を取り込んだ地域で維持・管理する仕組みづくりを推進する。 新町第三公園　、栄町北公園